

「オール三重！全力応援サイト」にかかる広報及び販売促進キャンペーン実施業務委託仕様書

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染拡大により経済が停滞し、来店客の減少や休業による受注減により厳しい運営状況に置かれている県内事業者を支援するため、消費喚起施策の一環として、県産品を販売する各種 EC サイトをまとめた通販ポータルサイト「オール三重！全力応援サイト『三重のお宝マーケット』」（以下「応援サイト」という。）の認知拡大を図るとともに、応援サイト内での販売促進キャンペーンの実施により県産品の消費拡大を目指します。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

「オール三重！全力応援サイト」にかかる広報及び販売促進キャンペーン実施業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和3年3月24日（水）まで

(3) 委託業務の内容

ア 応援サイトの広報

県内外の一般消費者に対し、応援サイトを広く周知するための広報を実施すること。

イ 販売促進キャンペーンの実施

県産品の販売促進に向けて、応援サイトに掲載の各 EC サイトの商品購入を促進するためのキャンペーンを2回以上実施すること。キャンペーン内容は、県産品の認知拡大や新型コロナウイルス感染症収束後の県内誘客に資するものとし、実施時期などの詳細については県と協議して決定すること。

ウ その他の取組の実施

上記ア、イに加えて、応援サイトのリーチ数増加に向けた取組を実施すること。

(4) 提案にあたっての留意事項

以下の点に留意してください。

- ・業務の目的、内容を理解のうえ、波及効果、販促効果の高い手法による広報、キャンペーンを実施すること。
- ・必要に応じて、応援サイトの制作事業者及び応援サイトリンク先の運営事業者と調整のうえ事業を実施すること。
- ・新型コロナウイルス感染症のまん延状況などを踏まえた提案とすること。
- ・実行可能な提案とすること。
- ・事業の実施に際し、県と協議する余地があること。

3 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告してください。業務担当差及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出してください。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

4 納品する成果品

以下の資料を、令和3年3月24日（水）までに三重県営業本部担当課あて、紙媒体1部及び電子媒体（CD-ROM等）1式を提出してください。

- ア 事業実施報告書（A4版）
- イ その他必要と思われる資料

5 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

6 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 委託者に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、当課と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札停止資格等の措置を講じます。

7 その他

- ・ 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- ・ 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する
- ・ その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- ・ 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従ってください。
- ・ 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとします。